

海上運送中の貨物火災事故の原因の多くは、故意又は過失にかかわらず、危険物として運送すべきものの申告を怠る“無申告”又は危険物の危険性を誤って申告する“誤申告”であると言われ、それらをなくすことは船舶の安全な航行に非常に重要です。第二回目の今回は、分類、判定基準、複数の危険性を有する危険物、海洋汚染物質についてご紹介します。

1. 分類

危険物は、その危険性に応じてまずクラス1から9の9つのクラスに大別され、さらに、その内のいくつかは、危険性を細区分した項目に分けられます。また、物品危険物を除く、クラス3、4.1（自己反応性物質を除く）、4.2、4.3、5.1、6.1、8及び9の危険物には、危険性の度合いに応じてⅠ（危険性大）、Ⅱ（危険性中）又はⅢ（危険性小）の容器等級（Packing Group、以下「PG」）が割り当てられます。

同一国連番号であったとしても、PGが違えば、容器包装や積載方法等の運送要件が異なります。

クラス	危険物の分類・項目
1 (1.1~1.6)	火薬類
2	高圧ガス
2.1	引火性高圧ガス
2.2	非引火性非毒性高圧ガス
2.3	毒性高圧ガス
3	引火性液体類
4	可燃性物質類
4.1	可燃性物質
4.2	自然発火性物質
4.3	水反応可燃性物質
5	酸化性物質類
5.1	酸化性物質
5.2	有機過酸化物
6	毒物類
6.1	毒物
6.2	病毒をうつしやすい物質
7	放射性物質等
8	腐食性物質
9	有害性物質

【表 2-1】危険物のクラス

2. 判定基準

クラス及びPGを決定する判定基準は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」、「IMDGコード Part 2 :Classification」及び「危告示 別表第1備考2」に規定されています。PGの判定基準の一例として引火性液体類の判定基準の一部抜粋を表2-2に示しています。引火性液体類のPGの判定には、主に「初留点」及び「引火点」の情報が必要です。

引火性液体類の容器等級の判定基準	容器等級
初留点が35℃以下のもの	Ⅰ
引火点が23℃未満であって、初留点が35℃を超えるもの	Ⅱ
引火点が23℃以上60℃以下であって、初留点が35℃を超えるもの	Ⅲ

【表 2-2】引火性液体類の容器等級判定基準（一部抜粋）

3. 複数の危険性を有する危険物

危険物の中には、複数の危険性を有するものがあります。分類の基となる危険性を「主危険性」、それ以外の危険性を「副次危険性」と呼びます。例えば、引火性と毒性を有するもの、引火性と毒性に加えて腐食性をも有するもの等があります。複数の危険性が確認された場合、どの危険性を主危険性とするかにより、割り当てる国連番号が異なります。主危険性と副次危険性の決定方法は、「危告示 別表第1備考3」等に規定されています。

4. 海洋汚染物質

危険物の中には危険物であると同時に海洋環境を汚染する可能性を有することから、海洋汚染物質に該当するものがあります。そのようなものは、図2-1の「海洋汚染物質マーク」を輸送物に表示する等、追加の運送要件が適用されます。



【図 2-1】

海洋汚染物質マーク

(本記事は一般社団法人・日本海事検定協会殿にご寄稿頂いたものです。)

本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。



マリントピックス バックナンバー